模擬裁判 「アルコール依存、テレワークへの復職要求」

報告者:株式会社SUMCO 統括産業医 彌冨美奈子

毎年恒例の模擬裁判は、今回アルコール依存が伺われ、テレワークでの復職請求事案について、労働者側代理人役、主治医役、使用者側代理人役そして産業医役が労使それぞれの側の立場より議論した。模擬裁判に先立ち、座長の倉重公太朗先生より最初に模擬裁判のねらいとルールについて説明があった。

最初に労働者側代理人役より本件の争点として1.雇用契約上の地位確認請求、2.損害賠償請求の2点を上げてその根拠を示した。休職事由は交通事故の障害であり、休職事由は消滅しており、当該社員を退職させることはできないとして労働者の地位確認請求は認められるとした。次に被告の復職不可判定の理由として会社が指示する精神科受診を拒否したことについては、産業医の中立性・独立性強化の法改正(労働安全衛生法13条3項)や厚労省の「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を取り上げ、この手引きを裁判実務では極めて重要とし、産業医が主治医との連携についての役割を果たしていないこと、さらに本件では主治医の復職可能診断書があり、被告は主治医への問い合わせをしておらず、適切な法的措置を踏まえて「必要あると認める」と判断された場合ではなく、会社の就業規則に沿った受診命令は無効であり、損害賠償請求は認められると主張した。次に主治医役より、原告のこれまでの臨床経過をめぐる見解として現時点では、交通事故の外傷は治癒しており、内科的にもデータは改善し、減酒もできているため、就労可能と判断したこと、Xの復職請求に関する意見として原告の言動は一見問題行動に見えるが、産業医面談を含む復職をめぐる被告の姿勢に対して、原告が解雇されるという被害感情を抱くことは十分了解できるとした意見を述べた。

次に使用者側代理人役から、本件の主な争点として1.Xの休職事由を根拠づける具体的な傷病は何か、2.それを前提としXは復職請求時に「治癒」していたといえるか、関連する争点として在宅勤務による復職の可否、配置される現実的可能性のある他の業務ついての説明がされた。産業医役より休職事由を根拠づける傷病はアルコール使用障害であり、①復職面談時に一定の寛解状態にあるとは判断できないこと、②精神科の受診勧奨にも同意が得られず、病状や復職可能性について専門医の判断が得られない、③職場の復職支援として疾患特性を考慮した配慮を行っても、①、②が整わない中での復職可能性は非常に低いとの意見が述べられた。最後に被告側代理人役が、指定医受診命令は有効であり、アルコール使用障害が治癒したとは認められず、他職種での就労も現実的可能性が低く、復職の手続きに応じていないことより、治癒したとは認められず、休職期間満了退職は有効であると主張した。

評決後のディスカッションでは、シャープ NEC ディスプレイソリューションズ事件(以下シャープ NEC 事件)を踏まえて会社側としての手続きの進め方及び予防を担う産業保健の

在り方、産業医の役割を中心に意見が交わされた。